

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町ではこれまで、歴史的建造物について、文化財保護法を始めとして県並びに町の文化財保護条例に基づく指定を行い保存、活用に取り組んできた。

今後、国見町固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者との協議の上、同意を得られた物件を前提とし、また、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

【指定対象の要件】

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ② 福島県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 国見町文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④ その他、本町の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、町長が必要と認めたもの

【指定基準】

- ① 建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③ 歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の内、福島県や国見町の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき維持管理を行う。またそれ以外の建造物についても、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る町長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図る。

(2) 個別の事項

【県及び町指定文化財】

県及び町指定文化財は、県及び町の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に、民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

【登録有形文化財】

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

【その他保全の措置が必要な建造物】

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や町指定文化財等として登録・指定するよう努めるものとする。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

【届出が不要な行為】

- ① 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 福島県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく県指定重要文化財について、同条例第 11 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同条例第 9 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 国見町文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく町指定有形文化財について、同条例第 13 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同条例第 14 条に基づく修理の届出を行った場合

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

指定区分	名称	写真	年代	構造	所有者	備考
国登録有形文化財 (建造物)	奥山家 住宅洋館		大正 10 年 (1921)	木骨 石造	個人	
国登録有形文化財 (建造物)	奥山家 住宅主屋		大正 10 年 (1921)	木造	個人	
県重要 文化財 (建造物)	旧佐藤家 住宅		江戸時代 中期	木造	国見町	
町指定有形文化財 (建造物)	貝田姥神 沢旧鉄道 レンガ橋		明治 20 年 (1887)	煉瓦造	国見町	
	武田家 住宅蔵		慶応元年 (1865)	土蔵造	個人	
	武田家 住宅洋館		明治期	木造	個人	

指定区分	名称	写真	年代	構造	所有者	備考
	熊谷家 住宅離		昭和 2 年 (1927)	木造	個人	
	宍戸家 住宅主屋		昭和初期	木造	個人	
	宍戸家 住宅石蔵		昭和初期	石造	個人	
	旧朝日屋 旅館		昭和 38 年 (1963)	木造	個人	
	旧八木屋 石蔵		昭和初期	石造	個人	
	武田家 店舗		昭和 20 年 (1945)	木造	個人	

指定区分	名称	写真	年代	構造	所有者	備考
	松田家 住宅石蔵		昭和6年 (1931)	石造	個人	
	松田家 住宅石蔵		昭和6年 (1931)	石造	個人	
	伊藤石材 石蔵		大正6年 (1917)	石造	個人	
	鹿島神社 拝殿		明治18年 (1885)	木造	鹿島 神社	
	三常院 御堂		文政2年 (1737)	木造	三常院	
	最禪寺		明和2年 (1765)	木造	最禪寺	

主な参考文献

- 菊池利雄 2012『ふるさとの文化財』国見町教育委員会
国見町 1977『国見町史』第1巻 通史編
国見町 1973『国見町史』第2巻 原始・古代・中世・近世 資料
国見町 1975『国見町史』第3巻 近代 資料
国見町 1975『国見町史』第4巻 現代・村誌・民俗 資料
国見町 1981『公民館報「くにみ」縮刷版』
国見町 2004『広報くにみ縮刷版』
国見町郷土史研究会『郷土の研究』各号
国見町教育委員会 1994『阿津賀志山防塁保存管理計画報告書』
国見町教育委員会『国見町文化財調査報告書』各集
福島県教育委員会 1983『歴史の道 奥州道中 白坂境明神一貝田』
福島県教育委員会 1983『歴史の道 羽州街道 桑折一小坂峠』

国見町歴史的風致維持向上計画

平成 27 年 2 月 23 日 認定

平成 30 年 5 月 31 日 変更

編集・発行 国見町

まちづくり交流課歴史まちづくり推進室

〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 1 番 7

TEL : 024-585-2967 FAX : 024-585-2181

E-mail : machizukuri@town.kunimi.fukushima.jp